

2019年1月15日

夜間中学設置推進・充実協議会 座長 岡田 敏之様

教育機会確保法見直し及び文部科学省の施策推進に関する要望書

基礎教育保障学会会長
上杉 孝實（京都大学名誉教授）

「教育機会確保法」（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）の付則3の見直し規定を踏まえ、以下要望を提出させていただきます。ご検討をお願い申し上げます。

1、車椅子利用者等も夜間中学に入学できるようにして下さい。 (基本理念：第三条第四号関連)

【理由】現在設置されている一部の夜間中学や2019年度設置予定の一部の夜間中学では、入学条件に「就学に支障のない者」「学校生活に支障のない人」と規定され、通学や校内移動の際に車椅子を利用する者は事実上、入学対象外とされています。

2、学齢超過の夜間中学生にも就学援助の申請資格を与えて下さい。 (財政上の措置等：第六条関連)

【理由】夜間中学は設置自治体がきわめて少ないため、多くの夜間中学生が設置自治体以外の市町村から通学しています。しかし、夜間中学未設置自治体の多くは「夜間中学生」に対し「学齢超過」を理由に「就学援助申請資格」を認めず、少なくない夜間中学生が教材費・学校行事費等の支払いに困難に直面しています。

3、スクールバスや福祉タクシー活用等により、スムーズに通学できるようにして下さい。 (国の責務：第四条、地方公共団体の責務： 第五条、就学の機会の提供等：第十四条の関連)

【理由】地域によっては冬場の路面凍結等により通学が大きく制約されるところもあります。

4、各都道府県の「協議会」設置を義務化するとともに夜間中学設置を促進する組織にして下さい。 (協議会：第十五条関連)

【理由】法律制定後2年経過しましたが、法第十五条の「協議会」に類するものすら少ないので現状です。「すべての都道府県に少なくとも一つ以上の夜間中学が設置されるよう促進」との閣議決定（2018年6月15日）の方針を実効性あるものとするためには法律で義務化するとともに機能の強化が必要です。

5、義務教育相当の学力に関する「識字調査」を実施して下さい。

(調査研究：第十六条関連)

【理由】2020年国勢調査では「教育項目」の最終学歴において「小学校」と「中学校」を分離する方向で進められています。それにより、「義務教育未修了者」の人数がわかるようになります。しかし、中学校卒業資格を持つが長期間不登校だったため実質的な学力習得がかなわなかった者は把握できません。そのような人たちを含め実質的に「夜間中学での学習」を必要とする者を把握するためには、国勢調査の項目改善に加えて、「識字調査」の実施が必要です。

6、夜間中学生の多様性を踏まえ夜間中学の教職員配置数を抜本的に改善して下さい。 (人材の確保等：第十八条関連)

【理由】現在設置されている夜間中学では、2～4名の専任教諭しか配置されず、生徒の実態に合わせた教育活動に大きな支障をきたしている学校も少なくありません。

7、夜間中学にスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを十分配置して下さい。 (人材の確保等：第十八条関連)

【理由】夜間中学には、元不登校ひきこもりの生徒や特別の支援が必要な生徒、日本の生活で大きなストレスを抱える外国から来日した生徒、生活に大きな困難を抱える生徒等、多様な生徒が学んでおり、きめ細かなサポートが必要です。

8、大学の教職員養成課程や現職の教職員研修に夜間中学や不登校に関連した内容を盛り込んで下さい。 (人材の確保等：第十八条関連)

【理由】全国各地への夜間中学開設を進める基盤をつくるためにも、教職員養成や教職員研修において夜間中学や不登校問題に触れてもらい見識を深めてもらうことが必要です。

9、義務教育相当の学習支援を行う自主夜間中学等の民間団体の活動が支障なく実施できるよう公共施設使用の際の「減免措置」等の行政による支援を一層充実させて下さい。また、利用施設のエレベーター設置等によるバリアフリー化を促進してください。 (教材の提供その他の学習支援：第十四条及び第十九条関連)

【理由】夜間中学の設置が大変少ない中、困難を抱えながら自主夜間中学等を運営している民間団体への行政による支援は不可欠です。多様な学習者が利用できるよう施設等の条件整備を行うことも行政の責務です。